

熊本県歯 Vol. 5

2016.1.29発行
国保だより

国保だよりは県歯科医師会ホームページからも閲覧できます。

特定保健指導をご活用ください

県歯会主催の健康診断を受診された方(40歳～74歳)で、保健指導が必要と判定された方には順次、特定保健指導についてのお知らせを送付します。

特定保健指導

とは

生活習慣病に進行しないために運動や食事を中心とした生活改善の支援をすることです。
階層化により、「動機付け支援(メタボリックシンドローム予備群)」と「積極的支援(メタボリックシンドローム該当の方)」に分かれます。

少しのコツで効果がある特定保健指導をぜひご活用ください。



メタボリックシンドロームってなに？

内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態を、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)といいます。

内臓脂肪が過剰にたまっていると、糖尿病や高血圧症、高脂血症といった生活習慣病を併発しやすくなってしまいます。しかも、「血糖値がちょっと高め」「血圧がちょっと高め」といった、まだ病気とは診断されない予備群でも、併発することで、動脈硬化が急速に進行します。

メタボリックシンドロームはどうして危険なの？

日本人の三大死因は、がん、心臓病、脳卒中ですが、そのうち心臓病と脳卒中は、動脈硬化が要因となる病気です。メタボリックシンドロームになると、糖尿病、高血圧症、高脂血症の一手手前の段階でも、これらが内臓脂肪型肥満をベースに複数重なることによって、動脈硬化を進行させ、ひいては心臓病や脳卒中といった命にかかわる病気を急速に招きます。

※厚生労働省HPより抜粋

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)

1月からマイナンバーの利用が開始され、「通知カード」が既にお手元に郵送されてきていると存じます。

今後、国保組合の各種届出・申請手続きにおいてもマイナンバーの記入が必要となる予定です。皆様に個人番号のご提供をいただく際は、ご協力をお願いいたします。

つきましては、「**通知カード**」並びに**1月より申請者に交付される「個人番号カード」**を大切に保管してください。



愛称：マイナちゃん

高額療養費と医療費控除

医療費が高額になったとき、医療機関等での窓口負担を軽減するため、健康保険では「高額療養費」があり、税金では「医療費控除」があります。高額療養費に関して医療費控除についてのお問い合わせをいただくこともあります。以下のような違いがありますので、ご注意ください。

	健康保険 高額療養費	税金 医療費控除
概要	医療機関等の窓口で支払った一部負担金の合計額(ただし、70歳未満の場合は、同じ医療機関で同じ月に21,000円以上であることが必要)が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給	自己又は自己と生計を一にする家族のために医療費を支払った場合に受けることができる一定の金額の所得控除
対象となる医療費	<ul style="list-style-type: none"> ●一部負担金の合計額が自己負担限度額を超えたもの <対象外となる費用> <ul style="list-style-type: none"> ○正常な出産費用 ○健康保険外の医療費 ○入院時の食事代、ベッド代 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●診療や治療のためにかかった費用 <ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費の支給額は差し引かれます。 ●出産にかかる費用 <ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金の支給額は差し引きしません。 ●入院時の食事代 等
対象期間	1ヶ月単位 (1日から末日まで)	1年単位 (1月1日から12月31日まで)
問合せ先	組合	税務署

※医療費控除については、国税庁HPより抜粋。

自家診療の請求

何度もお知らせしておりますが、**26年4月より、歯周疾患治療全般も給付制限(ただし、P急性期の切開、投薬、拔牙は給付)**として追加されておりますので、レセプト請求の際はご注意ください。

また、**給付外病名はレセプトの病名欄に記載しないよう**お願いします。給付外病名については、診療行為を行ったとしても初・再診料、レントゲンの算定もできません。

ご家族・スタッフの診療については、**歯科保健に留意され請求**されますようよろしくお願いいたします。

法令遵守（コンプライアンス）について

熊本県歯科医師国民健康保険組合は、我が国の公的医療保険制度の一翼を担う公法人であり、その使命を果すための社会的責任を負っています。このため、国民健康保険法その他の関係法令並びに組合同規約、諸規程の規定に沿った事業運営が求められており、社会的な信頼を決して損ねることのないよう健全な組織運営に資する不断の努力を求められています。

国保組合は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に基づき、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けて設立され、都道府県知事の認可を受けた規約において定めた同種の事業又は業務に従事する者で、当該国保組合の地区内に住所を有する者を組合員として組織することとなっており、国保組合が行う国民健康保険の被保険者は、これらの組合員及びその世帯に属する者とされています。国保組合が法令を遵守し、組合員資格の適正化を確実に図るため、本組合では平成 25 年 7 月に組合員の資格確認調査を実施しています。今後も定期的（次回は平成 28 年度実施予定）に組合員の資格確認調査を行います。被保険者資格を管理することは保険者としての重要な責務でもありますので、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1. 組合員の資格取得後の定期的な確認（3年に1回）

- ・組合員は、熊本県歯科医師会会員であって、歯科医業又は業務に従事する歯科医師とその医療機関の業務に従事する者で規約第 4 条の地区内に住所を有する者。
- ・家族は、組合員と同一世帯で生計を共にし、住民票に記載されている者。

2. 健康保険適用除外承認申請の取扱い

- ・法人または 5 人以上の強制適用事業所における適用除外承認の申請手続き。
- ・健康保険の適用除外承認申請は、「事実の発生から 5 日以内」に年金事務所の承認を受け、速やかに本組合に『健康保険被保険者適用除外承認証』の写し(受付印があるもの)を提出。

3. 資格喪失の届出（原則 14 日以内に、資格喪失届に被保険者証を添えて提出）

- ・歯科医業又は業務に従事しなくなる者。
- ・規約第 4 条に規定されている地区外に転居する者。
- ・組合員の世帯から外れる者（家族）。

平成 28 年 1 月 29 日

熊本県歯科医師国民健康保険組合

各種補助申請期限は3月31日までです

各種補助申請は年度内をお願いいたします。

期間を過ぎますと補助が出来ませんのでご注意ください。



【補助対象期間】**平成27年4月1日～平成28年3月31日**

【申請期間】**平成27年4月1日～平成28年3月31日**

各種申請書は、県歯科医師会HPからダウンロードできます。

■現在、下記の申請書がダウンロードできます。

- 氏名変更届
- 住所変更届
- 健康診断補助申請書
- 国民健康保険法第116条該当届出
- 健康診断補助申請書(熊本県歯科医師会健診用)
- 甲種組合員配偶者健康診断補助申請書
(熊本県歯科医師会健診用)
- 健康診断追加項目補助申請書(熊本県歯科医師会健診用)
- 人間ドック補助申請書
- 保養施設補助交付申請書
- 健康保持増進事業補助申請書
- B型肝炎ワクチン接種補助申請書
- インフルエンザワクチン接種補助申請書
- 委任状

※その他の申請書(資格取得届や資格喪失届等)は、本組合までご連絡いただい
てから 郵送いたします。

***組合員の皆様が各種申請書をダウンロードしやすいように、現在HP
のリニューアルを検討中です。リニューアルが完了しましたらまた
お知らせいたします。**

阿蘇ファームランド 宿泊優待ご案内

組合員のためにお得な宿泊プランがあります。詳しくは別添のチラシをご覧ください。

熊本県歯科医師国民健康保険組合

〒860-0863 熊本市中央区坪井2丁目4番15号 Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421